

予算編成プロセスの見直しについて（案）

平成24年8月20日
総務部

1 基本的な考え方

- (1) 限られた財源を効果的・効率的に配分するため、事業の「選択と集中」を目指した議論を徹底的に行う（これまでの県庁内の権限委譲と分権化の理念を生かしながら、全庁的な予算議論を活性化）。
- (2) 施策や事業の評価に外部の意見を聴取する仕組みを導入するとともに、評価結果を的確に予算に反映させる。
- (3) 予算編成過程の透明性を高めることにより、県民の皆さんと情報を共有し、開かれた県政を目指す。

2 今後の予算編成プロセス

(1) 施策別財源配分制度の廃止

- ・従来の施策別財源配分（包括配分）制度を廃止し、政策的経費（※）については、要求上限額（シーリング）を設定する。各部局は、要求上限額の範囲内で予算要求を行う。

※対象は現在検討中。平成24年度当初予算における「施策別財源配分（一般分）」、「施策別財源配分（公共事業）」、「選択・集中プログラム特別枠」など

- ・要求上限額の設定にあたっては、翌年度に優先的な取組が必要な施策（重点化施策（仮称））について、上限額に一定の加算を行う。重点化施策（仮称）は、基本事業を単位に「戦略性」、「緊急性」、「成果向上余地」の3つの視点をもとに選定し、政策会議または経営会議における議論を経て決定する。（平成26年度当初予算編成から実施）

- ・各部局は、政策的経費の要求にあたって、個々の事務事業ごとに1／3ずつの割合（一般財源ベース）で優先度（A, B, C）付けを行う（優先度については、当初予算要求状況で公表）。

ただし、重点化施策（仮称）について、要求上限額の加算額に該当する事業の優先度は「A+」とする。（平成26年度当初予算編成から実施）

- ・各部局が行った優先度判断は、知事と協議（公開、12月の予定）を行い、所要の調整を行う。
- ・総務部は、各部局の優先度を踏まえつつ、財源フレームに合うように査定を行う（優先度の高い事業は原則、予算議論を行わない。ただし、新規事業、成果の確認と検証で課題がある事業等は予算議論を行う）。

○事業の優先度判断にかかる視点

① 県民カビジョンの目標達成

- ・県民カビジョンに掲げた目標（施策の「27年度末での到達目標」、選択・集中プログラムの「プロジェクトの目標」）達成に向けて、早期に大きな効果が発現する事業か。
- ・県民カビジョンに掲げた目標の達成に照らして、成果向上余地のある事業か。

② 県民ニーズ、県民生活への影響

- ・ 県民のニーズが高く、事業実施を先送りした場合に県民生活に多大な影響を与える事業か。

③ 緊急性

- ・ 深刻な財政状況のなか、緊急課題として早急に実施すべき事業か。

④ 法令義務

- ・ 法令等により義務付けられている事業か。

(2) 知事と部局長との協議

予算編成について、知事と部局長が議論を行う場として、

①秋の政策協議において、「選択・集中プログラム」の取組方向、その他重要事項、廃止・見直し事業の検討（9月）

②予算要求の概要説明（事業の選択と集中をどのように図ったかなど）、事業の優先度判断の調整（12月）

③知事査定時のヒアリング（1月）

を設定する。

(3) 施策・事業評価の予算への反映

- ・ 施策や事業の評価にあたり、外部の意見を聴取する仕組みを導入する。評価結果等を踏まえ、重点化施策（仮称）の選定を行う。（平成26年度当初予算編成から実施）

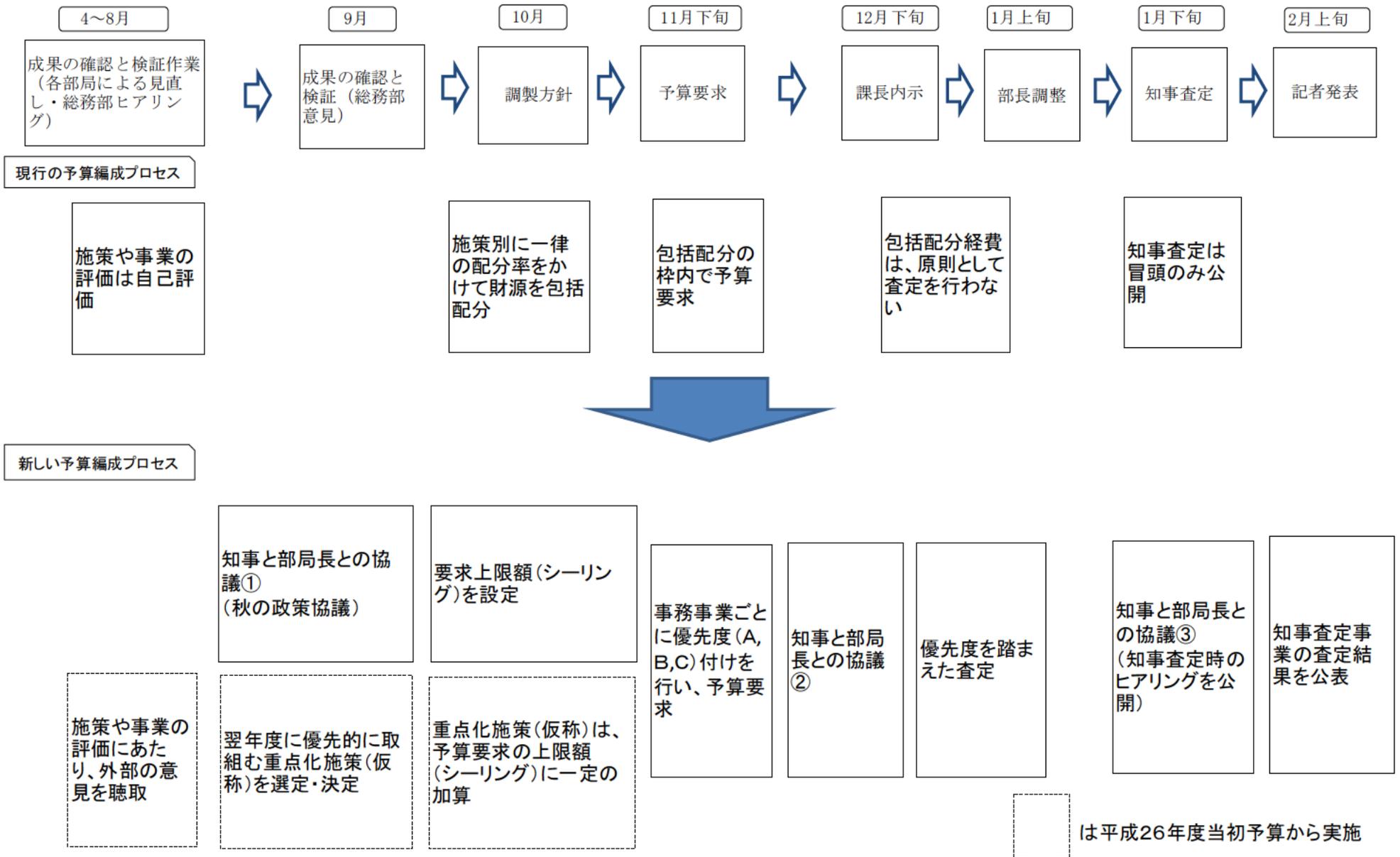
- ・ 成果の確認と検証作業において、総務部と各部局で意見が折り合わなかった事業については、知事査定の場で結論を出す。

(4) 予算編成過程の透明化

- ・ 知事査定ヒアリングも含め、知事と部局長による協議の場は原則公開とする。

- ・ 知事査定を行った事業については、査定理由も含め、査定結果を公表する。

予算編成プロセスの見直し(案)



予算編成プロセスの見直しにかかる「施策」の優先付け基準の検討について（案）

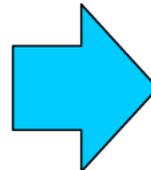
戦略企画部企画課

1 経 緯

「三重県行財政改革取組」予算編成プロセスの見直し検討WGの報告において、施策間での優劣に応じた包括配分予算の傾斜配分が提言されたことを受けて、26年度予算に向けて、施策間の優劣の基準が設けられるかを検討する。

【現在】

施策名	配分率
施策A	▲25%
施策B	
施策C	



【提言】

施策名	配分率
施策A	▲20%
施策B	▲30%
施策C	▲40%

2 WG提言の課題

課題1 対外的に「劣」を付けることは困難

- ・ 全ての施策を推進する必要があるが、予算配分に強弱があるという整理。
したがって、施策自体には「A+」（特にその年度注力する施策）はあっても「C」はない。
- ×：「経済」は「A」 > 「福祉」は「B」 > 「人権」は「C」
- ：「経済」と「防災」は「A+」、 「福祉」と「人権」は「A」

課題2 施策は比較の単位として適当でない

- ・ そもそも施策の規模には大小がある（事業本数、予算額）
 - ・ 施策は複数の基本事業で構成されており、それぞれ基本事業の目的には喫緊の課題もあれば、そうでないものもある。
- ※選択・集中プログラムは、事業単位で優先順位を判断し調整

3 WG提言の課題に対する提案

まず、基本事業を単位に 26 年度に優先的に取り組むべきかを判定し、その結果をもとに特に注力する重点化施策を決定して、経営資源を配分してはどうか。

【基本事業の判定の視点】 ※以下の視点を全て満たすこと

視 点	考え方	判断の根拠
戦略性	・ 県政の重要課題として選択・集中Pや経営方針等での記載があるか	・ 経営方針 ・ 議会の議論
緊急性	・ 今すぐ実施する必要があるか ・ 今やらなければ時期を失するか	・ マスコミ報道 ・ 県民意識調査 など
成果向上余地	・ 投入した経営資源に対し十分な成果が見込まれるか（費用対効果）	・ 成果レポート ・ 成果の確認と検証

○ただし、27 年度末の数値目標（県の活動指標）を既に達成した基本事業については、優先的に取り組む基本事業として判定しない。

※上記の様な視点等が考えられるが、具体的な基準の検討が必要

⇒基本事業の判定結果の「○」が多い施策（または、比率が高い施策）を上位から重点化施策の候補として選定

（「○」多い施策とした場合の選定イメージ）

施策	基本事業	判定	重点化
111	111-1	○	重
	111-2	○	
	111-3	○	
112	112-1	○	×
	112-2		
	111-3		
	111-4		

施策	基本事業	判定	重点化
353	353-1	○	重
	353-2	○	
354	354-1		×
	354-2	○	
	354-3		
	354-4		

※基本事業を判定していく作業を精緻に行う程、一件査定に近づくことになる。

⇒政策会議または経営会議で重点化施策を決定

⇒重点化施策は率を上乗せして配分

（配分イメージ）

施策	重 111	112	～	重 353	354
基準配分率	x %	x %	x %	x %	x %
最終配分率 (+α)	(x+α) %	x %	x %	(x+α) %	x %

ただし、この場合も次の課題が残る。

残る課題1 施策の予算規模の大小

- ・予算額の大きな施策を重点化すれば、それだけで大きな負担となり他の施策への影響が大きくなる。

残る課題2 「選択・集中プログラム」への資源配分はビジョンの記述と整合するか

- ・「選択・集中プログラム」の構成事業も包括配分予算のなかで調整されることを想定しているが、「みえ県民カビジョン・行動計画」で「計画期間中（4年間）に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入する」としている事と矛盾しないよう整理できるか。